

企業 M&A 法

第一章 総則	
第 1 条	この法律は、企業が M&A を用いた組織調整による経営能率の向上に寄与することを目的とする。
第 2 条	会社の M&A は、本法の規定に従う。本法において規定されていない事項は、会社法、証券取引法、産業高度化促進条例、公正取引法、労働基準法、外国人投資条例及びその他の法律規定に従う。(第 1 項)
	金融機関の M&A は、金融機関合併法及び金融持株会社法の規定に従う。当該法令に定められていない事項は本法の規定に従う。(第 2 項)
第 3 条	本法の主務機関は経済部である。(第 1 項)
	本法にて定められる事項が各特定事業の主務機関の担当業務に関わる場合、主務機関は各特定事業の主務機関の立ち会いの下で当該事項を処理しなければならない。(第 2 項)
第 4 条	<p>本法における用語の定義は次の通りである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社：会社法に基づき設立した株式会社。 2. M&A：会社の合併、買収及び分割。 3. 合併：本法又はその他の法律規定に従い、参加する会社が全て消滅し、新設会社が消滅会社の全ての権利義務を包括的に承継し、又は参加する会社の内の一社が存続し、その存続会社が消滅会社の全ての権利義務を包括的に承継し、存続会社、新設会社又はその他の会社の株式、若しくは現金又はその他の財産を対価とする行為。 4. 買収：会社が本法、会社法、証券取引法、金融機関合併法又は金融持株会社法の規定に従い、会社の株式、現金又はその他の財産を対価とし、他会社の株式、営業又は財産を取得する行為。 5. 株式転換：会社の株主による他の会社が発行する新株の引受け、若しくは他の会社の発起設立における株式の引受けに伴い必要とする金額の振込みのため、会社の株主総会決議を経て、会社の発行済み株式の全てを対価として他の会社に譲渡する行為。 6. 分割：会社が本法又はその他の法律に従い、それが単独で運営できる営業の一部又は全てを既存会社又は新設会社に譲渡し、既存会社又は新設会社が、当該会社又は当該会社の株主に新株を発行することを対価とする行為。 7. 親、子会社：直接又は間接的に、他の会社の議決権を有する発行済み株式又は資本金総額の過半数を所有する会社を親会社とし、所有される会社を子会社とする。 8. 外国会社：営利目的で外国の法律に従って組織及び登記された会社。
第 5 条	会社が本法に従い M&A の決議を行う場合、取締役会は全株主の最大の利益のために決議を行わなければならない。善良なる管理人の注意義務をもって M&A に関する事項を処理しなければならない。(第 1 項)
	会社の取締役会が法令、定款又は株主総会決議に違反して M&A に関する事項を処理し、会社に損害を与えた場合、決議に参加した取締役は会社に対し賠償責任を負わなければならない。但し、異議を述べ、異議を述べたことを証明できる記録又は書面による声明がある取締役については、その責任を免除する。(第 2 項)
第 6 条	株式公開会社は、取締役会を招集、開催し、M&A に関する事項を決議する前に、独立した専門家に株式交換比率、若しくは株主に交付する現金又はその他の財産の合理性について意見を提出することを依頼し、取締役会及び株主総会にそれぞれ提出し報告しなければならない。ただし、本法において株主総会を招集、開催し

	<p>M&A に関する事項を決議しなくてもよいことが定められている場合は、株主総会に提出及び報告しなくてもよい。(第 1 項)</p> <p>会社分割の案件において、前項の専門家が提出する意見は、分割後に営業又は財産を譲り受ける既存会社又は新設会社が発行する株式の価格、並びに譲受ける営業又は財産の価値の合理性を内容とする。(第 2 項)</p>
第 7 条	<p>会社が M&A により、政府若しくは法人株主一人のみで組織される株式会社となる場合、その会社の株主総会の権限は取締役会が行使し、会社法における株主総会に関する規定は適用しない。(第 1 項)</p> <p>前項の会社の取締役、監査役は、政府若しくは法人株主が指定する。(第 2 項)</p>
第 8 条	<p>会社が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、発行した新株を留保し、従業員に引き受けさせたり、従来の株主に通知し先に引き受けさせたり、又は一定の割合の新株を公募する必要はなく、会社法第 267 条第 1 項から第 3 項及び証券取引法第 28 条の 1 の規定に制限されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した新株の全てを買収されるために用いるとき。 2. 発行した新株の全てを他の会社の発行済み株式、営業又は財産を買収するために用いるとき。 3. 株式転換を行うために新株を発行するとき。 4. 分割された営業を譲り受けるために新株を発行するとき。(第 1 項) <p>会社が前項に基づき発行した新株に対しては、現金若しくは会社の事業が必要とする財産で出資することができ、会社法第 270 条に規定される制限を受けない。(第 2 項)</p>
第 9 条	<p>会社は会社法第 304 条の規定に基づき定められた会社整理計画において、債権者の会社に対する債権を、会社の新株発行に伴う債権者による新株の引き受け代金とし、会社法第 305 条の関係者会議の可決及び裁判所の認可の決定を経た後にこれを行うことを定めることができ、会社法第 270 条、第 272 条及び第 296 条に規定される制限を受けない。</p>
第 10 条	<p>会社が M&A を行う場合、株主は書面契約において、共同で議決権を行使する方式及び関連事項を約定することができる。(第 1 項)</p> <p>会社が M&A を行う場合、株主は自己の保有する株式を信託会社又は信託業務を兼務する金融機関に譲渡し、議決権信託とすることができ、受託者は書面信託契約における約定内容に従い議決権を行使する。(第 2 項)</p> <p>株主は、前項の書面信託契約、株主の氏名又は名称、事務所又は住(居)所、並びに議決権信託のために譲渡した株式総数、種類及び数量を、株主総会の 5 日前までに会社に提出し登記を行わなければ、議決権信託の成立をもって会社に対抗することはできない。(第 3 項)</p>
第 11 条	<p>会社が M&A を行う場合、株主間の書面契約又は会社と株主間の書面契約により、次に掲げる事項について合理的な制限を設けることができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主が持ち株を譲渡する場合、優先的に会社、その他の株主又は指定された第三者に譲渡できること。 2. 会社、株主又は指定された第三者は、優先的にその他の株主が保有する株式を購入することができること。 3. 株主はその他の株主に対し、それが保有する株式を併せて譲渡することを求めることができること。 4. 株主が株式を特定の者に譲渡する場合、又は特定の者のために質権を設定する場合、会社の取締役会又は株主総会の同意を得なければならないこと。 5. 株主による株式譲渡又は株券の質権設定の相手。 6. 株主は一定期間内において、株式の譲渡又は株券の質権設定を行ってはならないこと。(第 1 項) <p>株式非公開会社は、定款において前項の約定事項を記載することができる。(第 2 項)</p>

	<p>第 1 項の合理的な制限は、次の原則に符合しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証券取引法、税法又はその他の法令規定に符合させるために設けた制限であること。 2. その他株主の資格、会社の業務における競争又は全体の業務発展の目的のために必要とする制限であること。(第 3 項) <p>株式公開会社が M&A 行い新株を発行し、第 1 項の株式譲渡又は株券の質権設定の制限を受ける場合、証券取引法に従い、その旨を目論見書又は証券主務機関が定めた規定により、投資者に交付しなければならない書類に明記しなければならない。(第 4 項)</p> <p>会社法第 163 条第 1 項の定款における株式譲渡の禁止又は制限をしてはならない規定、及び同条第 2 項の会社の設立登記から 1 年以内において、発起人自身が保有する株式を譲渡してはならない規定は、第 1 項及び第 2 項の状況においては適用しない。(第 5 項)</p> <p>会社が第 1 項第 1 号又は第 2 号に基づき買取った株式の数量に、その他の法律に従って買取った株式の数量を加算した総数は、当該会社の発行済み株式の 20%を超えてはならないほか、株式の購入総額は、留保した剰余金に既に計上されている資本準備金を加えた金額を超えてはならない。(第 6 項)</p>
<p>第 12 条</p>	<p>会社による M&A において次に掲げる事由があるときは、株主はその時点での公正な価格に従い、会社に対し、保有する株式の買取りを請求することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社が前条の規定に基づき定款を改正し、株式譲渡又は株券の質権設定の制限を記載したことに対し、会社の株主が株主総会の開会前又は開会中に書面、又は口頭で反対する旨を表示しそれが記録された上、議決権を放棄したとき。 2. 会社が第 18 条の合併を行い、存続会社又は消滅会社の株主が、合併決議が行われる株主総会の開会前又は開会中に書面、又は口頭で反対する旨を表明しそれが記録された上、議決権を放棄したとき。但し、会社が第 18 条第 6 項の規定に従い合併を行う場合、消滅会社の株主だけが反対の旨を表示することができる。 3. 会社が第 19 条の簡易合併を行い、合併を決議した取締役会が第 19 条第 2 項の規定に基づき行った公告及び通知で定められた期限内に、その子会社の株主が当該子会社に対し書面をもって合併に反対したとき。 4. 会社が第 27 条の買収を行い、会社の株主が、株主総会の開会前又は開会中に書面、又は口頭で反対する旨を表示しそれが記録された上、議決権を放棄したとき。 5. 会社が第 29 条の株式転換を行い、株式転換を行う会社の株主及び株式を譲受ける既存会社の株主が、株式転換決議を行う株主総会の開会前又は開会中に書面、又は口頭で反対する旨を表示しそれが記録された上、議決権を放棄したとき。 6. 会社が第 33 条の分割を行い、被分割会社の株主若しくは営業又は財産を譲受ける既存会社の株主が、分割決議を行う株主総会の開会前又は開会中に書面、又は口頭で反対する旨を表示しそれが記録された上、議決権を放棄したとき。(第 1 項) <p>会社法第 187 条及び第 188 条の規定は、前項各号の事由において準用する。但し、第 19 条の規定に基づき簡易合併を行う場合、取締役会の決議日を期間計算の基準日とする。(第 2 項)</p>
<p>第 13 条</p>	<p>会社が前条の規定に基づき買い取った株式は、次に掲げる規定に基づき処理しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消滅会社が合併を行った後に株主から買い取った株式は、消滅会社のその他の発行済み株式と併せて、消滅会社が解散した時に、消却登記を行わなければならない。 2. 前号以外の事由で、株式を買い取ったときは、次に掲げる規定に基づき処理することができる：

	<p>①. 合併契約、株式転換契約、分割計画又はその他の契約における約定内容に従い、消滅会社又はその他の会社の株主に譲渡する。</p> <p>②. 直接変更登記を行う。</p> <p>③. 買取日から 3 年以内に市場価格に基づき売却する。期限内に売却しなかった場合、会社が発行していない株式と見なし、変更登記を行う。(第 1 項)</p> <p>会社はそれが本法に基づき買い取った株式に質権設定を行ってはならない。会社はそれが買い取った株式の売却若しくは消却前において、株主の権利を享有してはならない。(第 2 項)</p>
<p>第 14 条</p>	<p>会社の M&A において、取締役会に職権を行使することができない恐れがあるときは、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の同意により臨時管理人を選任し、臨時管理人が職権を行使する範囲及び期限、及び取締役会が職権を行使できない場合、臨時管理人が会社法に基づく代表取締役、取締役会の職権を代行することを定めることができる。(第 1 項)</p> <p>株式公開会社において、出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合には、発行済み株式の過半数を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって臨時管理人を選任することができる。(第 2 項)</p> <p>臨時管理人の委任については、就任後 15 日以内に会社登記主務機関にて登記を行わなければならない、その解任は取締役及び監査役の改選と同じく、15 日以内に登記を行わなければならない。(第 3 項)</p>
<p>第 15 条</p>	<p>会社の合併において、消滅会社が拠出した労働者定年退職準備金は、雇用契約が承継されない又は雇用契約の承継を拒否する労働者に定年退職金を支給した後、解雇手当の支給に充てることができる。定年退職金及び解雇手当の支給後に余った労働者定年退職準備金は、会社の労働者定年退職準備金監督委員会専用口座から、合併後の存続会社又は新設会社の労働者定年退職準備金監督委員会専用口座に移転する。(第 1 項)</p> <p>会社が財産の買収若しくは分割により、営業の全部又は一部を譲渡した場合、譲渡会社又は被分割会社が拠出した労働者定年退職準備金は、雇用契約が承継されない又は雇用契約の承継を拒否する労働者に定年退職金を支給した後、解雇手当の支給に充てることができる。定年退職金及び解雇手当の支給後に余った労働者定年退職準備金は、譲渡される営業又は財産と共に雇用契約が承継される労働者の割合に従い、譲受会社の労働者定年退職準備金監督委員会専用口座に移転しなければならない。(第 2 項)</p> <p>前二項の消滅会社、譲渡会社又は被分割会社は、雇用契約が承継されない又は雇用契約の承継を拒否する労働者に定年退職金及び解雇手当を支給する義務を負わなければならない、定年退職金及び解雇手当を支給した後、余った労働者定年退職準備金を全額又は比率に応じ、存続会社又は譲受会社の労働者定年退職準備金監督委員会専用口座に移転する前に拠出しなければならない労働者定年退職準備金は、労働法関連規定が定める労働者定年退職準備金拠出一時停止の金額を満たさなければならない。(第 3 項)</p>
<p>第 16 条</p>	<p>M&A を行った後の存続会社又は譲受会社は M&A 基準日の 30 日前までに、労働条件を記載し、新旧使用者が選定した雇用契約が承継される労働者に対し書面通知を行わなければならない。当該通知を受領した労働者は、通知を受領してから 10 日以内に新使用者に対し、雇用契約の承継に同意するかどうかについて書面通知を行わなければならない、期限内にその通知を行わなかったときは、雇用契約の承継に同意したものと見なす。(第 1 項)</p> <p>前項の雇用契約の承継に同意した労働者が、一身上の都合により勤務し続けることを拒否したときは、使用者に対し解雇手当の支給を求めてはならない。(第 2 項)</p>

	雇用契約が承継される労働者の、M&A が行われる前の消滅会社、譲渡会社又は被分割会社における勤務年数について、M&A が行われた後の存続会社、新設会社又は譲受会社はこれを認めなければならない。(第 3 項)
第 17 条	会社の M&A において、雇用契約が承継されない又は雇用契約の承継を拒否する労働者について、M&A を行う前の使用者は雇用契約を解約し、労働基準法第 16 条に定められる期間に従い、雇用契約解約の予告を行い、若しくは雇用契約解約の予告期間に応じた賃金を支給し、同法の規定に基づき労働者に対し定年退職金又は解雇手当を支給しなければならない。
第二章 合併、買収及び分割	
第 1 節 合併	
第 18 条	<p>本法に別段の定めのある場合を除き、株主総会による会社の合併若しくは解散に対する決議は、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の同意をもって行わなければならない。(第 1 項)</p> <p>株式公開会社において、出席した株主が代表する株式総数が前項の定足数に満たないときは、発行済み株式の過半数を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって決議を行うことができる。(第 2 項)</p> <p>前二項における出席した株主が代表する株式総数及び議決権数について、定款にてこれより高い規定が定められているときはその規定に従う。(第 3 項)</p> <p>会社が既に優先株を発行している場合、会社の合併事項について、本法において株主総会決議を経る必要がないことが規定されている場合、又は会社定款において優先株株主総会の決議を経る必要がない定めのある場合を除き、別途に当該会社の優先株株主総会の決議を経た上で行わなければならない。優先株株主総会の決議については前三項の規定を準用する。(第 4 項)</p> <p>会社が合併に参加するその他の会社の株式を保有する場合、若しくは会社又は会社が指名した代表が合併に参加するその他の会社の取締役就任している場合、合併に参加するその他の会社の合併事項の決議において、議決権を行使することができる。(第 5 項)</p> <p>存続会社が合併に伴い発行した新株が、存続会社の議決権を有する発行済み株式総数の 20%を超えず、消滅会社の株主に引き渡す現金又は財産価値の総額が存続会社の正味価値の 2%を超えないときは、合併契約を作成し、存続会社の取締役会において、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席した取締役の過半数で決議を行うことができ、第一項から第四項における株主総会に関する規定は適用しない。但し、存続会社と合併した後消滅する会社の資産が、その負債に充当するのに不十分であるときは適用しない。(第 6 項)</p>
第 19 条	<p>会社がそれが 90%以上の発行済み株式を有する子会社を合併する場合、合併契約を作成し、各々の会社の取締役会において、3 分の 2 以上の取締役が出席し、出席した取締役の過半数で決議を行うことができる。(第 1 項)</p> <p>子会社の取締役会が前項の決議を行った後、10 日以内に決議内容及び合併契約における記載すべき事項を公告し、子会社の株主に対し、定められた期限内に書面で異議を述べ、自己の保有する株式につき、会社に対しその時点で公正な価格に基づき買い取ることを請求できる旨を通知しなければならない。(第 2 項)</p> <p>前項の期限は 30 日を下回ってはならない。(第 3 項)</p>

	会社がそれが 90%以上の資本総額を保有する子会社を合併する場合、前三項の規定を準用する。(第 4 項)
第 20 条	株式会社間の合併、又は株式会社と有限会社間の合併において、存続又は新設会社は株式会社に限られる。
第 21 条	会社と外国会社との合併は、次の規定に符合しなければならない： 1. 当該外国会社は、それが設立された根拠となる準拠法において、株式会社又は有限会社の形態に属し、会社と合併することができること。 2. 合併契約に関して、既に当該外国会社が設立された準拠法に則り、当該外国会社の株主総会、取締役会又はその他の方式によって合法的に決議が行われたこと。 3. 会社と外国会社が合併する場合、存続会社又は新設会社は株式会社に限定されていること。(第 1 項)
	前項の外国会社は合併基準日前に、中華民国国内における送達代理受取人を指定しなければならない。(第 2 項)
第 22 条	会社合併の契約は書面を作成し、次の事項を記載しなければならない： 1. 合併に参加する会社の社名、資本金及び合併後の存続会社又は新設会社の社名及び資本金。 2. 存続会社又は新設会社が合併により発行する自社の株式、又は引換に交付する他会社の株式の総数、種類及び数量、若しくは交付する現金又はその他の財産の数量。 3. 存続会社又は新設会社が合併により、消滅会社の株主に交付する自社又は他の会社の株式の総数、種類及び数量、若しくは引換に交付する現金またはその他の財産、並びに交付方法及びその他関連する事項。 4. 法令に基づき存続会社の株式を買い取り、消滅会社の株主に交付する株式とすることに関する事項。 5. 存続会社の定款変更事項、又は新設会社が会社法第 129 条に基づき定めなければならない定款。 6. 上場会社(店頭会社)の場合、合併比率の計算根拠及び変更できる条件。(第 1 項)
	会社が外国会社と合併するときは前項の規定を準用する。(第 2 項)
第 23 条	会社は合併の決議を行った後、直ちに各債権者に対し通知及び公告を行い、30 日以上を定め、債権者が期限内に異議を述べることができることを表明しなければならない。(第 1 項)
	会社が前項の通知及び公告を行わなかった場合、会社が定めた期限内に異議を述べた債権者に対し弁済をしなかった債権者へ相応の担保を提供しなかった場合、専ら債務弁済を目的とした信託を設立しなかった場合、若しくは債権者の権利に影響を及ぼすことがないことを会社が証明していなかった場合、会社は、合併の事実をもって債権者に対し対抗することはできない。(第 2 項)
	第 18 条第 6 項に規定されている合併において、第 1 項の規定は消滅会社の債権者のみに適用される。当該債権者への通知及び公告は、消滅会社の株主総会決議日を起算日とする。(第 3 項)
	第 19 条の簡易合併において、第 1 項の規定は子会社の債権者のみに適用される。当該債権者に対する通知及び公告は、子会社の取締役会決議日を起算日とする。(第 4 項)
第 24 条	合併により消滅する会社の権利義務は、合併後の存続会社又は新設会社が包括的に承継する。消滅会社の進行中の訴訟、非訟、商事仲裁及びその他の手続きにおいては、存続会社又は新設会社が消滅会社の当事者の地位を承継する。

<p>第 25 条</p>	<p>存続会社又は新設会社が消滅会社の財産を取得した場合、当該財産の権利義務に関する事項の移転は、合併基準日より発効する。ただし、その他の法律に基づく、権利の取得、設定、喪失又は変更につき、登記を行わなければならないことが規定されている場合、登記を行わずに処分をしてはならない。(第 1 項)</p> <p>存続会社又は新設会社が行う前項財産の権利の変更登記又は合併登記は、次の書類を添付し関連の登記機関において一括登記することができ、権利者と義務者とが共同で行わなければならない土地法第 73 条第 1 項、動産担保取引法第 7 条、及びその他権利の変更登記の制限を受けない:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会又は取締役会が合併を決議した内容の議事録。 2. 会社の合併登記の証明。 3. 消滅会社が従来登記した財産明細書、及び存続会社又は新設会社に変更登記を行った財産明細書。 4. その他各登記機関が規定した書類。(第 2 項) <p>前項の登記は、その他の法令において、更に長い期間の別段の定めがある場合を除き、合併基準日から 6 ヶ月以内に行わなければならない、土地法第 73 条第 2 項前段における 1 ヶ月以内に土地の権利変更登記を行わなければならない制限は適用しない。(第 3 項)</p>
<p>第 26 条</p>	<p>存続会社は合併後の一回目の株主総会において、合併事項の報告を行うことができる。</p>
<p>第 2 節 買収</p>	
<p>第 27 条</p>	<p>会社の株主総会において、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主の出席、出席した当該株主の議決権の過半数の同意により、会社が財産又は営業を包括的に譲受け又は包括的に譲渡したときは、又は会社法第 185 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に基づき、営業又は財産を譲渡又は譲受けた場合、債権譲渡の通知は、公告の方式で行うことができ、債務引き受けについては債権者の承認を得る必要はなく、民法第 297 条及び第 301 条の規定は適用しない。(第 1 項)</p> <p>株式公開会社において、出席株主が代表する株式総数が前項の定足数に満たないときは、発行済み株式の過半数を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって決議を行うことができる。(第 2 項)</p> <p>譲受会社が譲渡会社の財産を取得した場合、その権利義務に関する事項の移転及び変更登記は、第 25 条の規定を準用する。(第 3 項)</p> <p>会社と外国会社とが会社法第 185 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に従い、営業又は財産を譲渡又は譲受け、若しくは包括譲受又は包括譲渡の方式で買収を行った場合、前三項及び第 21 条の規定を準用する。(第 4 項)</p>
<p>第 28 条</p>	<p>会社の子会社が会社の全部又は主要部分の営業又は財産を買収し、次の規定に符合する場合、会社の取締役会で買収の決議を行うことができ、会社法第 185 条第 1 項から第 4 項における譲渡会社及び譲受会社の株主総会による決議を経なければならない規定、及び会社法第 186 条から第 188 条の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該子会社は会社により 100%所有されているとき。 2. 子会社が営業又は財産の譲受の対価として新株を発行し会社に与えるとき。 3. 会社と子会社は既に一般公認の会計原則に従い、連結財務諸表を作成しているとき。(第 1 項) <p>会社が全部又は主要部分の営業又は財産を、それが 100%所有する中華民国国外で設立された子会社に譲渡するとき、若しくは外国会社が全部又は主要部分の営業又は財産を、それが 100%所有する中華民国国内で設立された子会社に譲渡する場合、前項及び第 21 条の規定を準用する。(第 2 項)</p>

<p>第 29 条</p>	<p>会社は株主総会決議により、株式転換の方式でその他既存又は新設会社を買収され、その 100% 子会社となることができ、次に掲げる規定に基づき行われる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の株主総会決議は、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の同意をもって行わなければならない。株式を譲受ける予定の会社が既存会社である場合についてもまた同じである。 2. 会社法第 156 第 2 項、第 197 条第 1 項、第 227 条、第 278 条第 2 項、及び証券取引法第 22 条の 2、第 26 条の規定は、株式転換においては適用しない。(第 1 項) <p>株式公開会社において、出席株主が代表する株式総数が前項第 1 号の定足数に満たないときは、発行済み株式の過半数を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって決議を行うことができる。ただし、定款において高い規定が定められているときはその規定に従う。(第 2 項)</p> <p>株式を譲受ける予定の会社が新設会社であるときは、第 1 項第 1 号において規定される譲渡会社の株主総会は、譲受会社の発起人会と見なし、同時に新設会社の取締役及び監査役を選任することができ、会社法第 128 条から第 139 条、第 141 条、第 155 条、第 163 条第 2 項の規定は適用しない。(第 3 項)</p>
<p>第 30 条</p>	<p>会社と他の会社との間の前条規定に基づく株式転換において、全部の発行済み株式を譲受ける予定の会社が既存会社である場合、当該会社と既存会社の取締役会は株式転換契約を作成しなければならない、全部の発行済み株式を譲り受ける予定の会社が新設会社である場合、当該会社の取締役会は株式転換の決議を行わなければならない、株主総会に提出しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の株式転換契約又は株式転換決議において、次に掲げる事項を記載し、株主総会招集通知と併せて株主に発送しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存会社の定款における変更すべき事項、又は新設会社の定款。 2. 既存会社による新株発行、又は新設会社による新株発行の総数、種類、数量及びその他関連事項。 3. 会社の株主が既存会社又は新設会社に譲渡する株式の総数、種類、数量及びその他関連事項。 4. 会社の株主に交付する株式が 1 株に満たず、現金を交付しなければならない場合における関連規定。 5. 株式転換契約において、会社現任の取締役及び監査役が株式転換時にその任期が満了していない場合、任期が満了するまで就任し続けるかどうかに関する事項を記載しなければならない。株主転換決議においては、新設会社の取締役及び監査役名簿を記載しなければならない。 6. 株式転換に伴い、他の会社と共同で会社を新設した場合、株式転換の決議において、共同で株式転換を行うことに関する事項を記載しなければならない。(第 2 項) <p>会社が外国会社と株式転換を行うときは、前二項、前条及び第 21 条の規定を準用する。(第 3 項)</p> <p>会社が前条の規定に基づき他の会社と株式転換を行った場合、未配当の剰余金は株式転換の後、他の会社の資本準備金として計上する。ただし、その配当は会社法第 241 条第 1 項の制限を受けない。(第 4 項)</p> <p>会社が前条の規定に基づき他の会社と株式転換を行い、当該会社が株式転換を行う前に既に優先株を発行しているときは、当該優先株株主の権利義務は株式転換の後他の会社が引き受け、他会社は株式転換の該当年度において、取締役会が作成した計算書類に従い、監査役による監査を経た後に株式配当を行うことができ、会社法第 228 条から第 231 条までの規定は適用しない。(第 5 項)</p> <p>会社が前条の規定に従い、他の会社と株式転換を行うことに伴い、会社を新設したときは、当該新設会社は転換した株式に相応する資本金額内においては、労働者福利金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定は適用しない。</p>

	(第 6 項)
第 31 条	上場(店頭)会社が第 29 条に従い、その他の既存又は新設会社と株式転換を行ったときは、当該上場(店頭)会社の既の上場(店頭登録)した株式は、株式転換及び上場(店頭登録)関連手続きを完了した後に上場を廃止(店頭登録を取り消)し、上場(店頭登録)関連規定に符合する他の会社が上場(店頭登録)する。
第 3 節 分割	
第 32 条	<p>会社が分割を行う場合、取締役会は分割に関する事項について分割計画を作成し、株主総会に提出しなければならない。(第 1 項)</p> <p>株主総会による会社分割の決議は、発行済み株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の同意をもって行わなければならない。(第 2 項)</p> <p>株式公開会社において、出席株主が代表する株式総数が前項の定足数に満たないときは、発行済み株式の過半数を代表する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意をもって決議を行うことができる。(第 3 項)</p> <p>前二項における出席した株主が代表する株式総数及び議決権数について、定款において高い規定が定められているときはその規定に従う。(第 4 項)</p> <p>会社は分割の決議を行った後、直ちに各債権者に対し通知及び公告を行い、30 日以上を定め、債権者は期限内に異議を述べることを表明しなければならない。会社が通知及び公告を行わなかった場合、会社が定めた期限内に異議を述べた債権者に対し弁済をしなかった債権者へ相応の担保を提供しなかった場合、専ら債務弁済を目的とした信託を設立しなかった場合、若しくは債権者の権利に影響を及ぼすことがないことを会社が証明していなかった場合、会社は、分割の事実をもって債権者に対し対抗することはできない。(第 5 項)</p> <p>分割された業務において生じた債務と分割前の会社の債務とは可分である場合を除き、営業を譲受けた既存又は新設会社は、分割前の会社が負う債務に対し、営業を譲り受けるための出資範囲内において、分割前の会社と連帯弁済責任を負わなければならない。ただし、債権者の債権的請求権は、分割の基準日から 2 年以内に行使しないことにより消滅する。(第 6 項)</p> <p>他の会社が新設会社であるときは、被分割会社の株主総会は他の会社の発起人会と見なし、同時に定款の制定並びに新設会社の取締役及び監査役の選任を行うことができ、会社法第 128 条から第 139 条、第 141 条から第 155 条及び第 163 条第 2 項の規定は適用しない。(第 7 項)</p> <p>会社法第 24 条の規定は、会社が分割により消滅した場合において準用する。(第 8 項)</p> <p>上場(店頭)会社が分割を行った後、分割後に営業又は財産を譲受けた既存又は新設会社が上場(店頭登録)関連規定に符合する場合には、当該既存又は新設会社は会社分割及び上場(店頭登録)の関連手続きを完了した後、引き続き上場(店頭登録)すること、又は上場(店頭登録)を開始することができる。既に上場(店頭登録)している会社は分割された後、引き続き上場(店頭登録)することができる。(第 9 項)</p> <p>株式会社が分割を行うときは、存続会社又は新設会社は株式会社に限る。(第 10 項)</p>
第 33 条	<p>前条の分割計画は書面を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業を譲受ける既存会社の定款における変更すべき事項、又は新設会社の定款。 2. 被分割会社が既存会社又は新設会社に譲渡する営業の価値、資産、負債、株式交換比率及び計算根拠。

	<p>3. 営業を譲受ける既存会社が発行する新株、又は新設会社が発行する株式の総数、種類及び数量。</p> <p>4. 被分割会社、その株主又は両者が取得する株式の総数、種類及び数量。</p> <p>5. 被分割会社又はその株主に交付する株式が 1 株に満たず、現金を交付しなければならない場合における関連規定。</p> <p>6. 既存会社又は新設会社による被分割会社の権利義務の承継及びその関連事項。</p> <p>7. 被分割会社の資本金が減少したときの資本金減少に関する事項。</p> <p>8. 被分割会社の株式の消却において処理すべき事項。</p> <p>9. 他の会社と共同で会社の分割を行うときは、分割決議において共同で会社の分割を行うことに関する事項を記載しなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の分割計画書は、会社分割の承認決議を行う株主総会の招集通知と併せて株主に発送しなければならない。(第 2 項)</p> <p>会社が外国会社と会社の分割を行うときは、前条、本条第 1 項から第 2 項及び第 21 条の規定を準用する。(第 3 項)</p>
<p>第三章 租税措置</p>	
<p>第 34 条</p>	<p>会社が第 27 条から第 29 条の規定に基づき財産又は株式を買収し、議決権を有する株式を被 M&A の会社に対価として交付し、それが対価総額の 60% 以上に達したとき、又は合併、分割を行ったときは、次に掲げる規定を適用する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作成した各契約、領収書又は証票に対しては印紙税を徴収しない。 2. 不動産の所有権を取得した者に対しては契約税を徴収しない。 3. 譲渡した有価証券に対しては証券取引税を徴収しない。 4. 譲渡した貨物又は労務は営業税の課税範囲には属さない。 5. 会社が所有する土地については、申告し譲渡時の地価が評定された後に土地所有権の移転登記を行う。法令により従来土地所有者が負担すべき土地増値税は、M&A 後に土地を取得する会社の名義で記録することを認可する。その土地が再度移転されたときは、記録された土地増値税は全ての債権及び抵当権に優先し、土地処分により得た代金から弁済を受ける。(第 1 項) <p>前項第 5 号の規定に従い土地増値税を記録した後、被買収会社が、買収された土地の移転登記が完了した日から 3 年以内に、被買収の対価として取得した株式を譲渡したことにより、所持する株式が当初の買収において取得した対価の 65% を下回ったときは、被買収会社は記録された土地増値税を追加納付しなければならない。この追加税金を納付していないときは、買収会社が代わりに納付する責任を負わなければならない。(第 2 項)</p>
<p>第 35 条</p>	<p>会社が M&A を行ったことにより生じた営業権は、15 年以内に均等に償却することができる。</p>
<p>第 36 条</p>	<p>会社が M&A を行ったことにより生じた費用は、10 年以内に均等に償却することができる。</p>
<p>第 37 条</p>	<p>会社が合併、分割又は第 27 条及び第 28 条の規定に基づき買収を行うときは、合併後の存続又は新設会社、分割後の既存又は新設会社又は買収会社は、それぞれ合併による消滅会社、被分割会社又は被買収会社が M&A を行う前に、M&A に関連する財産又は営業の部分において、関連の法律規定により既に享有し且つその期間がまだ満了していない、又はまだ控除を行っていない優遇税制について適用し続けることができる。但し、営利事業所得税徴収免除の優遇を受ける場合、合併による消滅会社、被分割会社又は被買収会社が M&A 以前に優遇を受けていた製品の生産又は労務の提供を継続しなければならず、合併後の存続又は新設会社、分</p>

	<p>割後の新設又は既存会社、買収会社において、消滅会社、被分割会社又は被買収会社が元々優遇を受けており、単独で生産する製品又は提供する労務に属する部分について計算した所得額に限る。投資による税額控除の優遇税制を適用する場合、合併後の存続会社又は新設会社、分割後の新設又は既存会社、買収会社において、合併における消滅会社、被分割会社又は被買収会社に属する部分について計算される納税額に限る。(第 1 項)</p> <p>前項の規定により会社が適用し続けることができる優遇税制について、関連法令の規定により優遇の条件及び基準に符合しなければならない場合には、会社は優遇税制適用後も同一の優遇の条件及び基準に合致していなければならない。(第 2 項)</p> <p>産業構造の調整を加速させ、剰余金のある会社が欠損のある会社と M&A を行い、M&A により移転される会社が銀行に対して負う債務弁済を奨励するため、行政院は規定を定め、一定期間内において M&A に関わる財産又は営業の部分について生じた所得に対し、営利事業所得税の徴収を免除することができる。(第 3 項)</p> <p>欠損のある会社間の合併は前項の規定に基づき処理する。(第 4 項)</p> <p>第 3 項及び第 4 項における営利事業所得税徴収免除における期間、適用条件及び方法は行政院がこれを定める。(第 5 項)</p>
第 38 条	<p>会社が合併を行い、会社の欠損及び控除を申告する年度において、会計帳簿及び証票が完備しており、所得税法第 77 条が定める青色申告書を使用又は会計士による監査証明を経て、期限通りに申告を行い所得税を納付したときは、合併後の存続又は新設会社は営利事業所得税の確定申告を行う際、合併に参加した各会社が合併前に所轄の租税調査徴収機関により査定され、まだ控除をしていない過去 5 年間の各期の欠損を基に、各会社の株主が合併により取得した合併後の存続又は新設会社の株式の割合に従い算出した金額を、欠損発生年度から 5 年以内に当年度の純利益額から控除することができる。(第 1 項)</p> <p>会社が外国会社と合併した場合、合併後の存続又は新設会社若しくは外国会社が中華民国国内において設立した支店は、前項の規定に従い、合併に参加した各会社若しくは外国会社が中華民国国内において設立した支店の、合併が行われる前にまだ控除をしていない欠損金を控除することができる。(第 2 項)</p> <p>会社の分割において、既存又は新設会社は、第 1 項の規定に従い、分割に参加する各会社が分割前にまだ控除をしていない欠損を、分割により取得した株式の割合に基づき算出した金額で、純利益額から控除することができる。既存会社が控除できる欠損を計算するときは、前記割合のほかに、更に分割に参加する各会社の株主が分割後に保有する既存会社の株式の割合に基づき、その金額を算出しなければならない。(第 3 項)</p>
第 39 条	<p>会社が全部の又は主要な営業又は財産を他の会社に譲渡し、取得した議決権を有する株式が取引における対価総額の 80% 以上に達し、取得した株式を全て株主に移転したときは、会社の営業又は財産の譲渡により生じた所得に対しては、営利事業所得税の徴収を免除し、生じた損失は所得額から差し引いてはならない。(第 1 項)</p> <p>前項において言う主要な営業とは、譲渡される営業の直近 3 年間の収入が、各年度における全営業の収入の 50% 以上を占めるものを指し、主要な財産とは、譲渡される財産が移転するときの全財産の 50% 以上を占めるものを指す。(第 2 項)</p> <p>会社が分割を行い、取得した株式を全て株主に移転したことにより生じた所得に対しては、営利事業所得税の徴収を免除し、生じた損失は所得額から差し引いてはならない。(第 3 項)</p>
第 40 条	<p>会社が合併、分割又は第 27 条から第 29 条の規定に従い買収を行い、保有する子会社の株式又は出資金額が発行済み株式又は資本総額の 90% に達した場合には、当該株式又は出資金額を所持する期間が、一つの</p>

	<p>課税年度内において 12 ヶ月を満した年度から、当該会社を納税義務者として選択し、所得税法関連規定に従い営利事業所得税の確定申告、及び未配当の剰余金に対して追徴する 10%の営利事業所得税の申告において、合算申告をすることができる。その他税務に関する事項は会社及びその子会社が個別に行う。(第 1 項)</p> <p>前項の規定に従い、営利事業所得税を合算申告したときは、規定に該当する本国の各子会社は全て合算申告の対象に含まなければならない。合算申告を選択したときは、事前に許可を申請する必要はなく、一度選択した後、正当な理由があり会計年度終了前の 2 ヶ月以内において、租税主務機関に申し出を行い許可を得た場合を除き、変更してはならない。(第 2 項)</p> <p>前項の規定における許可を受け個別申告に変更した場合、変更した年度から連続して 5 年間は、再び合算申告を選択してはならない。会社の子会社が株式の変動により第 1 項の規定に該当しなくなり、個別に申告を行ったときは、当該子会社が個別申告を行った年度から連続して 5 年間は、再び前項の規定に従い合算申告の対象に含めてはならない。(第 3 項)</p> <p>第 1 項の規定に従い営利事業所得税を合算申告した者について、合算申告及び確定申告における所得額及び納税額の計算、合算申告における未配当の剰余金及び追徴課税額の計算、営業における欠損の控除、投資による税額控除の優遇税制の適用、国外における税額の控除、株主の控除可能税額の口座の処理、税金仮納付の申告及びその他遵守しなければならない事項に関する規定につき、租税主務機関がこれを定める。(第 4 項)</p>
第 41 条	<p>会社が外国会社と合併、分割、又は第 27 条、第 28 条及び第 30 条第 3 項の規定に従い、財産又は株式の買収を行ったときは、第 34 条から第 40 条の規定は当該会社に適用し、第 34 条及び第 38 条の規定は当該外国会社にも適用される。</p>
第 42 条	<p>会社とその子会社間、会社又はその子会社と国内外のその他の個人、営利事業若しくは教育、文化、公益、慈善機関又は団体間において、次のいずれかに該当するときは、租税調査徴収機関は関連の納税義務者の所得額及び納税額を正確に計算するため、租税主務機関に報告し認可を得た後、独立当事者間取引又は調べ得た資料を基に調整することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収入、コスト、費用及び損益の計上に関し、独立企業間取引には合わない対処により、納税義務を回避又は軽減したとき。 2. 株式の買収、財産の移転又はその他虚偽の内容の対処により、不当に他人又は自分のために納税義務の回避又は軽減を行ったとき。(第 1 項) <p>租税調査徴収機関が前項の規定に従い、会社又はその子会社の所得額又は税額を調整したときは、当該年度において前条の営利事業所得税の合算申告の規定を適用してはならない。(第 2 項)</p>
第 43 条	<p>会社が営業又は財産で他の会社の株式を引き受け又は他の会社の株式と交換し、取得した株式の価値が営業又は財産の帳簿価額を下回るときは、その取引における損失を 15 年以内に償却することができる。</p>
<p>第四章 金融措置</p>	
第 44 条	<p>企業の合併、買収及び分割を奨励するため、次のいずれかに該当するときは、産業高度化促進条例第 21 条の規定を適用することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業構造を改善するために完全かつ適切な運営計画書を提出し、合併、買収及び分割を行ったときは、行政院開発基金は合併、買収及び分割後の存続会社又は新設会社に投資することができる。 2. 国内生産力において経営効果に欠ける会社が産業構造改善のため、生産設備を分割し国外に移転する必

	<p>要があり、資金還流計画を定めており、分割後に国内に既存する会社又は新設された会社が資金不足であるときは、行政院開発基金特別低金利融資を申請することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の行政院開発基金の特別融資は、金融機関の協力の下で行うことができる。(第 2 項)</p>
第 45 条	<p>会社が合併、買収又は分割により、銀行法が定める関係者、同一人、同一関係人又は同一関係企業の与信限度額に関する規定を超えたときは、金融機関は与信期間が満了するまで、従来の与信契約に従うことができる。</p>
第 46 条	<p>会社が買収、分割により一部の営業又は財産を譲渡し、既存会社の株式を取得したときは、金融機関は債権確保の原則を損なわないことを条件に、従来の営業又は財産の担保を当該会社が取得した株式で代替することができる。</p>
<p>第五章 会社整理による組織の建て直し</p>	
第 47 条	<p>会社が整理を行うときは、M&A の計画を整理計画に盛り込むことができる。(第 1 項)</p> <p>会社が M&A の方式により会社の整理を行うときは、関連の書類を提出し整理計画の一部としなければならない、その手続きは第 18 条、第 19 条、第 29 条及び第 32 条における株主総会及び取締役会の決議に関する規定は適用しない。(第 2 項)</p>
第 48 条	<p>会社の整理手続きにおいて M&A を行う場合、会社の株主は自己の保有する株式の買取りを請求する権利はなく、第 12 条の規定は適用しない。</p>
<p>第六章 附則</p>	
第 49 条	<p>会社が第三章における租税に関する規定を適用する場合には、租税主務機関の規定に従い関連書類を提出しなければならない。関連書類を提出しない又は書類不備の場合、租税調査徴収機関は期限内に書類を提出するよう通知しなければならない。提出期限までに正当な理由なしに、不備書類を提出しなかったときは、第三章における租税に関する規定は適用しない。</p>
第 50 条	<p>本法は公布日から施行する。</p>

【この和訳は、参考のみの資料ですので、正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき解釈頂くようお願い申し上げます。】